

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成25年3月8日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 村松昇平君
- 5番 市川圭一君
- 6番 小松崎伸君
- 7番 山越守君
- 8番 沼田和利君
- 9番 諸橋太一郎君
- 10番 宮崎智君
- 11番 杉森弘之君
- 12番 須藤京子君
- 13番 黒木のぶ子君
- 14番 板倉香君
- 15番 柳井哲也君
- 16番 中根利兵衛君
- 17番 田中道治君
- 18番 石原幸雄君
- 19番 板倉宏君
- 20番 遠藤憲子君
- 21番 鈴木かずみ君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
市民総務部長	滝 本 昌 司 君
税 務 部 長	田 中 雅 司 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監査委員事務局長	小 林 和 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	土 井 清 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	中 島 卓 也 君
保健福祉部次長兼 健康管理課長	高 谷 寿 君
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	沼 尻 輝 雄 君
建 設 部 次 長	大 野 一 幸 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	坂 野 一 夫 君

1. 議会事務局出席者

書 記	中 根 敏 美 君
書 記	飯 田 晴 男 君

平成25年第1回牛久市議会定例会

議事日程第5号

平成25年3月8日(金) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 1号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 2. 議案第 2号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第 3. 議案第 3号 牛久市道路標識の寸法に関する条例について
- 日程第 4. 議案第 4号 牛久市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例について
- 日程第 5. 議案第 5号 牛久市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第 6. 議案第 6号 牛久市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第 7. 議案第 7号 牛久市公園条例について
- 日程第 8. 議案第 8号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 9号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第10号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第11号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第12号 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第13号 牛久市クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第14号 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第15号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第16. 議案第16号 牛久市水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第17号 平成24年度牛久市一般会計補正予算(第6号)

- 日程第18. 議案第18号 平成24年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19. 議案第19号 平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20. 議案第20号 平成24年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21. 議案第21号 平成24年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22. 議案第22号 平成24年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第23. 議案第23号 平成24年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24. 議案第24号 平成24年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第25. 議案第25号 平成25年度牛久市一般会計予算
- 日程第26. 議案第26号 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27. 議案第27号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28. 議案第28号 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第29. 議案第29号 平成25年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 日程第30. 議案第30号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第31. 議案第31号 平成25年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第32. 議案第32号 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第33. 議案第33号 牛久市道路線の認定について
- 日程第34. 議案第34号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第35. 議案第35号 土地取得について
- 日程第36. 議案第38号 平成24年度牛久市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第37. 議案第39号 平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第38. 議員提出議案第1号 牛久市パワーハラスメント防止条例について
- 日程第39. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（柳井哲也君） おはようございます。

日程に先立ちまして、御報告いたします。執行部より、議案第38号及び議案第39号の追加による議案書配付の申し出がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第38号及び議案第39号の2件、議員提出議案第1号の1件が提出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第1号ないし日程第35、議案第35号の35件を一括議題といたします。

○

議案第 1号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第 2号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

議案第 3号 牛久市道路標識の寸法に関する条例について

議案第 4号 牛久市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例について

議案第 5号 牛久市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例について

議案第 6号 牛久市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について

議案第 7号 牛久市公園条例について

議案第 8号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する

条例について

- 議案第15号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 牛久市水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 平成24年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第18号 平成24年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第20号 平成24年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成24年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 平成24年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成24年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成24年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 平成25年度牛久市一般会計予算
- 議案第26号 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第27号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第28号 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第29号 平成25年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第31号 平成25年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 議案第32号 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第33号 牛久市道路線の認定について
- 議案第34号 牛久市道路線の路線変更について
- 議案第35号 土地取得について

○議長（柳井哲也君） これより議案第1号ないし議案第35号の35件について順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるようお願いいたします。

答弁に際しては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いいたします。

初めに、議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号についての質疑を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案第9号について質問いたします。

この牛久市部等設置条例の一部改正なのですが、毎年このような改正が行われております。この今回改正する根拠、それに伴いました多少だと思いますが経費のこともありますので、この根拠を示していただきたいと思います。そして、またこれはやっぱり市民サービスにとっても毎年毎年このように機構が変わるということは、大変市民にとっても混乱を来すものではないかと思っておりますので、その点についてもお尋ねをいたします。以上です。

○議長（柳井哲也君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 遠藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

組織を改正するということですので、今現在変化する市民ニーズや行政課題にやはり対応するために、迅速かつ柔軟に対応できるよう組織を改正したいということがございます。そういうことで、毎年組織の見直しをしているところでございます。

今回は、御案内にもあるように市民総務部を市民と行政の基本的かつ極めて身近なかかわりのある業務に特化した市民部と、行政管理部門に特化した総務部とに分割するという、それと独立していました税務部を廃止しまして、より大きな組織により課税収納体制をとれるよう総務部に統合するものでございます。

それと、市民の方にはやはり広報うしく、もちろんホームページ等いろいろ広報して、わかりやすく表示なども周知を図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（柳井哲也君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。

今次長の答弁で、市民のニーズに応えるということがありました。あと、迅速に対応ということ、それでは前年度までありました税務部、これについてはそのニーズに応えていなかったということなのか。せっかく税務ということで収納、それから課税の問題について、やっぱりここには市がどれだけ力を入れているのかというのが前年度については思っていました。それが、今度は総務部に一緒になるということ、その問題についても再度伺います。

それと危機管理室、今まで市長公室にありました。それがまた交通防災、もとに戻ったというふうに考えればいいのかもかもしれませんが、なぜ危機管理室が市長公室にあったのか。その点についても、もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（柳井哲也君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、税務部の成果のほうなんですけれども、もちろん税務部を賦課から収納までの一元化をとるために、新たに税務部というのを2年前に発足をしたということがございます。ですから、それで市民ニーズに応えていないかということ、そんなことはもちろんございません。もちろん収納課、例えば徴収に対しましては一人一人ちゃんと目標を定めて、それにどのように収納しているかということも含めて、きちんと数字を捉えてやってきたということがございます。

それと、2点目の危機管理室のほうの御質問なんですけれども、市長公室にあったということで、こちらはやはり市の組織全体を見渡せるということでの市長公室という特性がございます。こちらで、全市的な危機管理体制の構築には最適であるということで、この1年間市長公室のほうにございました。今後は、その全庁的な管理体制とあわせまして防災担当、これは交通防災課のほうに防災担当がおりますので、ここともっともっと密接な関係性、関連性を持ち

まして、牛久市の危機管理体制をとりたいということで、1年間ではありましたが、市長公室のほうで全体的なものを見渡して、今防災計画も見直しを進めているところでございます。それと同時に、防災担当とより密接にかかわるということでの今度は交通防災課ということでの組織を改正したいということでございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 議案第9号について質問いたします。

市長のこの9号の議案についての説明のところでは、「本件は市民総務部を、市民と行政の基本的かつ極めて身近なかわりのある業務に特化した市民部と、行政管理部門に特化した総務部とに分割し、また独立しておりました税務部をより大きな組織により課税収納体制をとれるよう総務部に統合するため、改正するものであります」と、こういう説明であったわけです。

御存じのように、2年前に最初は徴税部という名前でみんなびっくりしちゃったのではないかというふうに思いますけれども、それをその後税務部というふうに変えたわけですが、その徴税部をまさに2年前の3月議会でつくる時に説明したのは、次のとおりであります。

「本件は、市の財源の根幹をなす市税等の賦課徴収等を専門的に行う徴税部を新たに設け、市税等の徴収率の向上を図るとともに、市民生活部で行っている業務を総務部に統合するため改正するものである」と、このように説明をして徴税部というものを設けたわけです。そして、総務部というものを市民生活部と一緒にしてしまったわけですね。

当時、市民の間から何と言われていたかということ、「市民生活をなおざりにして、徴税だけ強化しようとしているのか」というふうな、こういう世間話といいますか話まで出たようなものであったわけですが、私は今回のこの議案説明というものは、この間の経緯というものを説明していないのではないかというふうに思います。つまり、「なぜ徴税部をつくったのか」ということを2年前に言うておきながら、「その結果がどうであったから、こういうふうにする」というのが本来の説明のあり方ではないかというふうに思うわけがあります。市民の間からは、「思いつきでやっているのではないだろうな」というふうな疑問まで出されているわけですが、きちっとその辺の説明を市執行部としてはすべきではないかというふうに思います。以上です。

○議長（柳井哲也君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 杉森議員の御質問にお答えしたいと思います。

税務部、最初は徴税部という名前でしたけれども、そちらの要は成果というところだと思うんですが、これは最初に説明したとおり賦課から徴収までの全体をとり行うということで、税務部ということで2年間やってきました。その結果がどうなのかというところだと思う

んですが、これはちょっと徴収のほうのお話なんですけれども、市税を平成22年度と平成23年度を比較した場合の数字でございます。平成22年度が市税全税の収納率が89.9%でございました。平成23年度が89.7%ということで、ちょっと残念ながら0.2%は下がってしまったんですけれども、ほぼ同じくらいの収納率であったということでございます。

それで、今回また統合するというのは、最初に言ったとおり大きな組織で課税収納体制をもう一度見直そうというところでの話でございます。ですから、全然その間上がっていないとか、そういうことではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 私は、「徴税率が上がったから、もうそういう専門的な機関がもはや必要なくなったから、また変えるんだ」というふうな回答が来るのかというふうに思っていたわけなんですけれども、徴税率が逆にわずかですけれども今のお話ですと下がったということで考えますと、そもそも2年前に専門的に徴税部を設けるといふことの考え方自体が正しかったのかどうかということにもつながるのではないかとこのように思うわけなんですけれども、その辺のところ、それが余り効率的でなかったからもとに戻すんだというふうなことなのかどうか。その辺、もう少し詳しく話していただきたいというふうに思います。

○議長（柳井哲也君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 杉森議員の再度の御質問にお答えします。

効率的でなかったのかということですが、そういうことはございません。先ほど言ったのは結果としての数字でありまして、その中身につきましては最初にも申しましたように、例えば収納課のほうのお話でいいますと、一人一人目標額を持って、それからそれに対して毎月どのくらい上がっているのかという進捗管理をして、そういう形で一人一人、もちろん全体的なものも含めまして行ってまいりました。全然効率的でなかったとか、そういうことではもちろんございません。

ただ、今回の改正というのは、やはり2つの課よりも総務部の中に統合しまして、より大きな課でもっともっと大きく課税収納体制をとりたいということでの話でございます。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号についての質疑を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案第10号について質問を行います。

まず、教育指導員の報酬が日額から時間割に変わるということなんですが、牛久市の指導員は何名いるのかということ。それと、これによって指導員たちにどのような影響があるのかを伺います。

それと、牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会委員というのが今回新たに付け加えることになりました。これは、何か法律の問題だと思いますが、実際にその内容について伺いたいと思います。それと、この日額1万3,000円、この問題についてはほかとの関係ではどうなのか。他市との関係についても伺いたいと思います。以上です。

○議長（柳井哲也君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） それでは、遠藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、教育指導員に関する御質問でございます。日額から時間額へということで、こちらは日額それまで1万円、これを時給換算しますと約1,350円になります。この1,350円というのを基本にこれから新しく設定しておりますので、そういう意味で例えば同じ人が同じ時間やって、減るなんていうことはございません。

それと、どのような影響が出るかということなんですけれども、今現在教育指導員、きぼうの広場のほうなんですけれども、こちらには9名の職員がおります。非常勤さんです、9名がおります。新年度の予定は、9名体制が今のところなんですけれども、6名体制になる予定です。これは、減るから中身が減るということではございません。例えば、その中には週に1日だけという勤務の方が何名いらっしゃいます。そういう方が、今回ちょっといろいろな事情があっておやめになって、週に例えば2日の方が4日になるとか、要するに中のやりくりがききましたので、ですからサービスが低下するということではございません。影響はございません。

それと、もう1点の社会福祉法人設立認可等審査委員会、こちらのお話です。

まず、この内容はということなんですけれども、これは簡単に申し上げますと第二次地方主権一括法によりまして、25年4月からそれまでは県が所管しておりました市の区域内にある社会福祉法人の設立認可等が、市町に移譲されることになりました。この法人というのは、事業所が市の区域内にある社会福祉法人のうち、その行う事業が当該市の区域を越えないものであるということで、市町が行えることになったということでございます。その審査をするのに、今度新しくこの審査委員会を発足するというところでございます。

それと、報酬額1万3,000円というのは、これは今まで県が行っていましたので、県の報酬額が1万3,000円で行っていました。恐らく、ほかの市も同じような形になるかと思えます。そのまま1万3,000円という額を引き継ぐということでございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。

次長の答弁で、今9名のところ今後6人になる。しかし、週1日だった方がその方たちはおやめになって2日の方が4日になるので、サービスの低下はないというふうなお話でございました。よく私も非常勤の問題を取り上げるときに、担当のほうではフルタイム換算ということをおっしゃるので、そのフルタイムで換算するとどうなのか、今までとどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それと、今の教育指導員なんですが、9名の方がきぼうの広場にいらっしゃるということは、大変支援を要するお子さんたちがいろいろと出ることが多いと思いますが、資格についてはどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それと、社会福祉法人が今度市町に委嘱をされて、区域内で設立の場合にはというお話がございました。そうしますと、社会福祉法人の設立について牛久市でそういう問題が検討されるということであると思いますが、今現在でも例えば保育園の運営とかに社会福祉法人がどんどん入ってきております。そういうふうになりますと、市の中でそういう社会福祉法人の設立ということがこれから起こる、設立の可能性があるということですが、その可能性については今後の問題かもしれませんが、わかる範囲でお答え願いたいと思います。以上です。

○議長（柳井哲也君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 遠藤議員、再度の御質問にお答えしたいと思います。

まず、教育指導員のほうでございます。6名というのは、うちフルタイムの方が2名いらっしゃいます。それ以外に、先ほど申しましたように週に3日あるいは4日ということでやってくくださる方が、それ以外の方が大体ほとんどになってきますので、そういう意味で毎日回すのに支障のない範囲ということでございます。

それと、設立認可等審査委員会なんですけれども、今現在牛久市には4件の社会福祉法人がございまして。その中で、例えば今後というお話なんですけれども、もちろんそういう審査委員会の中でそういう方々をその委員に委嘱するようになると思いますので、そういう形できちんと審査をさせていただくということでございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） 教育広場の教育指導員の資格について。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 失礼しました。きぼうの広場の教育指導員の資格なんですけれども、資格というのは特に必要とはしておりませんが、心理学、教育学等の大学を卒業された方、あるいはそういう教育相談の経験がある方、こういう方々を任用

しているということでございます。失礼しました。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号についての質疑を許します。11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 議案11号について質問いたします。

今回のこの変更によって、現行と比較して年間収入、あるいは生涯収入の観点から見て、最高どれだけ上がるのか。そしてまた、最低の人でいうとどれだけ下がるのか。その面で具体的な数字が今なければ後でも結構ですけれども、お示しできればお願いしたいと思います。

○議長（柳井哲也君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 杉森議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の給与条例の一部改正は、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないものとするという内容でございます。現行は、標準の成績では2号級の昇給がございます。これがなくなるということでございます。影響額というお話ですけれども、1人当たりその2号級の昇給がないと仮定したときの影響額なんですけれども、全体で約30万円のマイナスという影響額ということでございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） ほかに。はい、自席で。

○11番（杉森弘之君） 数字というのは、その年齢から定年を迎えるまでの期間のことを言っているわけですね。

○議長（柳井哲也君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 今の30万円というのは、本来昇給が2号級あるだろうというところで比較した場合の、年間の影響額です。

○議長（柳井哲也君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案第11号について質疑を行います。

改正案のところでは、第6項目に「勤務成績が極めて優秀、特に優秀である場合に限り」という文言が入っております。それで、市の規則で定める基準というのがございますが、一体基準があるのかどうか、その基準を決めるのは誰なのか、そういう問題について伺います。

それと、組合との話し合いはどうなっているのか、その辺について伺います。

○議長（柳井哲也君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 今の遠藤議員の御質問にお答えします。

その中で「極めて優秀」「特に優秀」、その内容はというところですけども、牛久市は従来から勤務評定を実施しております。勤務評定で、年に2回実施しているわけなんですけれども、その2回の勤務評定を合わせまして、平均をしまして極めて優秀というのがAということですね。1番最高、これは点数で言いますと100点満点で80点以上というところがございます。それと、「特に」ということであれば、ごめんなさい、90点以上です、Aは。「特に優秀」というのは、同じような形で言いますと80点以上ということになります。そういうことで、Aの場合は2号級、Bの場合は1号級の昇給がありますという意味でございます。

それと、組合との話し合いなんですけれども、これは1月22日だったと思うんですが、組合と交渉しまして、いろいろとお話し合いをさせていただきました。その中で組合の結論は、積極的な賛成ではないけれども、やはり人事院勧告を尊重してきたということもあるので、同意するというで回答をいただいております。以上です。

○議長（柳井哲也君） 誰が評定を下すのか。市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 勤務評定というのは、それぞれの職におきまして複数の目で見えております。例えば、一般職の方であれば5人の目で見えているということで、それぞれの評定項目に従って100点満点で評定をしているというふうになります。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号についての質疑を許します。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例ということで、市長の説明の中では「4月1日から奥野小学校内において牛久市社会福祉協議会が運営する保育園が開設されることに伴って、中央保育園を閉園するため改正する」ということなんですけど、公立の保育園が社会福祉協議会ということで民間の保育園に変わるということになりますが、保育士が中央保育園の中で正職員が何名いて、非常勤が何名いて、その処遇についてはどのようになっているのかということについて伺いたいと思います。

それから2点目には、公立保育園として存続するということは検討されなかったのかどうかということについて伺います。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、御質問にお答え申し上げます。

まず職員の関係でございますが、現在正職員3名で、それと非常勤の方が12名で運営をいたしております。非常勤の皆様方には御本人の意向も確認した上で、社会福祉協議会のほうに

同様な条件で移っていただくということで進んでおります。

職員につきましては、できれば初年度でございますので、職員の出向を3名そのものとは考えてございませんが、園長とかそういう部分については市からの出向ということを考えてございます。できればスムーズな移行をしたいということで、お子さんのことも考えて職員の配置も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、第2点のお答えの公立でございますが、現在まで57年たっている建物でございますので、また経営的にも先日の一般質問でお答えしたとおり公立より民間のほうが劣るということは一切ございませんし、逆にサービスを拡充してまいりますので、公立でということは検討はしてございません。

○議長（柳井哲也君） 21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） そうしますと、非常勤の12名はそっくり中央保育園のほうに移行するということですね。それで、正職員のほうがはっきりしないわけですが、何か園長だけは条件を出して出向してというようなお話でしたけれども、ほかの2名についてはどのような対応ということになるのでしょうか。そしてまた、園長として出向するというようになりますと、公立での園長と全く同じ処遇になるのかどうか。その辺の変化がないのかどうかということについて伺います。

また、こうした形で残る公立保育園が全て社会福祉協議会なり何なりに、こうして民間に委託をしていくという方向性を持っているのかどうかということを確認させてください。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） まず職員の関係でございますが、非常勤の方につきましては先ほど申し上げましたように皆さんの意向を確認して、社会福祉協議会のほうに移行していただきまして、さらにもちろん定員がふえますので、社会福祉協議会の非常勤の方も入って、今定員60でございますが定員90になりますので、それは社協のほうの運営の考え方、それから子供さんの4月の時点での張りつきといいますか入園の数等に合わせた職員の配置、これは基準が決められてございますので、それで配置されると聞いております。

それと職員につきましては、先ほど申しました派遣の部分につきましては、これも中の職員の意向も当然確認した上で、今後人事のほうと協議して出向を何名、あるいはどなたをということは、人事のほうと相談しながら決めていきたいというふうに考えてございます。

それと今後につきましても、公立保育園を今の段階で全てというようなこと、計画的なこともまだ立ててございませんので申し上げられませんが、考え方としては今国からの補助もない、あるいはサービスも民間のほうがすぐれてございますので、そちらのほうに移行するという考

え方に変化はございません。

○議長（柳井哲也君） 自席どうぞ。

○21番（鈴木かずみ君） 出向者の条件については、どうなのでしょう。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 出向者の条件につきましては社協と打ち合わせをしておりますが、現在の市の条件と変わらない形です。それで、社協のほうで負担するというようなことでございます。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第20号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第21号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第22号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第24号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第25号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第26号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第27号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第28号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第29号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第30号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第31号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第32号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第35号についての質疑を許します。12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） それでは、議案の第35号土地取得について数点お尋ねをいたします。

この事業については数年前から、最初に土地取得が始まったのが平成22年の臨時議会で、県所有の土地を牛久市で購入するということから始まっております。ちなみに、このときに提案された中で金額の問題なんですけれども、この土地の中には市街化調整区域が含まれておりまして、同じようなところなんですけれども、土地の値段が市街化区域に編入されているところとの若干の差があったということで、土地購入に対する評価も違って、購入価格も違って来たというような経過があるんですけれども、今回購入するところにも地形上見てみると同じような場面があるのではないかと思うんですけれども、この不動産鑑定の評価ではほとんど差がないんですが、この点に関してはどうなのかというのが1つ。

それから、これまで購入したもの、そして今回購入したというところで、事業認可は4.1ヘクタールということで若干残りの面積があるのではないかというふうに推察をするんですけれども、その土地についてはどのような形で土地を利用していくのかという、持ち主さんとの関係になるのかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

それから、あと不動産鑑定にももちろん付された、今回は今回として付されたのか。それとも、もうこれは継続の中ですから、継続でやった前の関係の中から標準値を含めて金額を設定していったのか、その点について確認をしたいと思います。以上です。

○議長（柳井哲也君） 建設部次長沼尻輝雄君。

○建設部次長（沼尻輝雄君） 3点の件についてお答えいたします。

まず、一番最初に買いましたのは、茨城県の土地開発公社の土地から買っております。これについては、不動産鑑定も含めて茨城県と交渉して価格を結成させていただいております。

また市街化区域、また調整区域についての不動産鑑定につきましては、その都度時点修正はさせていただいておりますが、基本的には不動産鑑定をかけたものに対して土地評価をして購入してございます。

また、今残地というお話がございましたけれども、購入については基本的には購入していく方向が正しい方向だと思っております。しかしながら、その権利者によっては借地をしたいという方の意向もございます。また、そういう場所もございます。今後についても交渉はしてまいります。今の段階では借地という意向でございますので、そういった方向で進ませていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） 不動産鑑定の問題ですけれども、事業の経過の中でこの間にも土地というのが動いていると思うんですけれども、今の御答弁では今回きちんとかけたのかというのがちょっといま一つわからなかったもので、その点については確認をしたいと思います。

それから、残地の件ですけれども、これは持ち主さんの意向ということで今後いろいろと課題があると思うんですけれども、この調整地それからあと都市公園というようなこと、この事業についての持ち主さんの理解はどのようになっているのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（柳井哲也君） 建設部次長沼尻輝雄君。

○建設部次長（沼尻輝雄君） 再度の質問にお答えします。

まず不動産鑑定につきましては、基本的には一番最初にかけてございます。その中で、修正ということを含めまして鑑定は決定をさせていただいております。

また、まだ残っている方とっておりますけれども、こちらについては平成19年都市計画決定をする段階におきまして同意をいただいております。その中で、事業としては同意をいただいているということでございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） よろしいですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第35号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第36、議案第38号、及び日程第37、議案第39号の2件についてを議題といたします。

議案第 38 号 平成 24 年度牛久市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 39 号 平成 24 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（柳井哲也君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 既に御案内のとおり、国の緊急経済対策に伴い投資的事業のうち平成 25 年度予算に計上を予定した事業、またやむを得ず平成 26 年度に先送りをした事業から前倒しで実施する事業の内容がまとまりましたので、現在上程しております議案に加え、本日追加議案 2 件を上程いたしました。

議案第 38 号は、平成 24 年度牛久市一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に 19 億 6,442 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 266 億 6,076 万 6,000 円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費、地方債について補正するものであります。

まず第 1 表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして国庫支出金のうち教育費国庫負担金は、岡田小学校体育館の新築に伴う公立学校施設整備費国庫負担金の計上であります。なお、交付が見込まれる地域の元気臨時交付金につきましては、平成 25 年度補正予算におきまして追加計上し、対応してまいります。

続いて土木費国庫補助金は、牛久駅東口ロータリーの改修及び市道の改良舗装などに伴う社会資本整備総合交付金の計上。教育費国庫補助金は、神谷小学校トイレの改修及び岡田小学校体育館の新築に伴う学校施設環境改善交付金の計上であります。

繰入金は、歳出予算に対する財政調整基金からの繰入金の増額計上であり、市債につきましては岡田小学校体育館新築事業債の計上であります。

次に歳出であります。総務費の総務管理費につきましては、向台小学校通学路ガードパイプ設置工事費の計上であり、土木費の道路橋梁費につきましては道路照明等典型業務委託費、市道 1 号線改良舗装工事、猪子踏切改修工事、市道 6 号線、7 号線及びねむの木台地区など市内各所の老朽化した市道の道路改良舗装工事、市道 21 号線及びみどり野団地内道路改築工事、橋梁の長寿命化計画の策定、並びに南 1 丁目地内の雨水排水工事の計上であり、都市計画費はみどり野及び小坂団地内公園のトイレ整備工事、牛久駅東口ロータリー改修工事の計上であり、住宅費は市営神谷住宅及び南裏住宅改修工事費等の計上であります。消費費につきましては、田宮町地内に設置する飲料水兼用耐震性貯水槽設置工事費の計上であり、教育費の小学校費は神谷小学校トイレ整備工事、岡田小学校体育館新築工事の計上であり、保健体育費は牛久運動公園体育館メインアリーナ・サブアリーナ照明機具更新工事、運動公園野球場改修工事、スコ

アボード設置工事費等の計上であります。

第2表の繰越明許費補正は、PM2.5測定器購入及び岡田小学校体育館新築工事を初めとする18事業について年度内に事業の完了ができない見込みから、地方自治法第213条の規定に基づき予算を翌年度に繰り越すため設定するものであります。なお、PM2.5測定器購入につきましては、機器の確保に早急な対応が求められることから、予備費により2台を確保し、繰越明許にて対応してまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

第3表の地方債補正は、岡田小学校体育館の新築工事に伴う岡田小学校体育館新築工事業債の計上であります。

議案第39号は、平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算でありまして、既定の予算額に3億9,990万円を追加し、予算の総額を26億869万1,000円とするもので、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、地方債について補正するものであります。

まず、第1表の歳入歳出予算のうち歳入といたしましては、国庫支出金のうち国庫補助金は防災安全社会資本整備総合交付金の計上、繰入金は一般会計繰入金の増額計上、市債は雨水及び汚水分の公共下水道事業債の計上であります。

次に歳出であります。下水道事業費は下町ポンプ場の改築工事、上町排水区の雨水管渠布設工事、並びに田宮地区の雨水及び汚水管渠布設工事費の計上であります。

第2表の継続費は、下町ポンプ場の改築事業について単年度での事業完了が困難であり、完了見込みが平成26年度となることから、地方自治法第212条の規定に基づき予算を数年度に分けて支出するため設定するものであります。

第3表の繰越明許費補正は、田宮地区の汚水管渠布設を初めとする3事業について、年度内に事業の完了ができない見込みから、地方自治法第213条の規定に基づき予算を翌年度に繰り越すため設定するものであります。

第4表の地方債補正は、下町ポンプ場の改築を初めとする公共下水道汚水事業債及び雨水事業債の計上であります。

○議長（柳井哲也君） 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第38号及び議案第39号の2件について、順次質疑を許します。

初めに、議案第38号についての質疑を許します。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） それでは、3点質疑を行わせていただきます。

1点目は、「危険な交差点の改良と歩道を整備する」についてであります。

この事業の内訳、そして改良される交差点と整備される歩道の場所、そして事業費とその財

源、完成までのスケジュールについてお伺いをいたします。

2点目は、「岡田小学校体育館を新設する」についてであります。事業の内訳、事業費とその財源、完成までのスケジュール、未耐震化の体育館についてお伺いをいたします。

最後に3点目ですが、「神谷小を大規模改修する」、事業の内訳、その事業費とその財源、完成までのスケジュール、以上3点についてお願いいたします。

○議長（柳井哲也君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 私のほうからは、まず「危険な交差点の改良と歩道を整備する」についてでございますけれども、内容としましては猪子踏切の拡幅整備事業、これが現在の踏切を9.75メートル片側に2.5メートルの歩道をつけるということで、メートル数は踏切部分ですので11メートルでございます。

あと市道4号線、これは「ニューたから」というところの前の旧道のところ、今交差点改良をやっておりますが、これの引き続きの工事でございます。延長にしまして180メートルでございます。

今回大型補正の分の事業費がつきまして、猪子踏切につきましてはJRの委託分でございます。これが1億8,625万1,000円、あとソフトバンクのケーブルが入っておりますので、これの移設分として1,509万円を計上しております。あと4号線につきましては2,700万円の事業費を計上しております。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 2点目の岡田小学校体育館につきましてお答えいたします。

岡田小学校の体育館は構造耐震指数（I s 値）が0.13と非常に低いものでございまして、耐震補強の費用がかなりかさむということから、新築に変更しまして設計を行っております。総事業費は4億9,591万8,000円、建築工事に4億860万円、解体工事に3,500万円、外構工事に4,190万円を計上しております。そのほか、建築の構造管理費としまして224万8,000円、備品購入費として817万円でございます。

財源としましては、公立学校施設整備費国庫負担事業補助金、こちらを5,000万円、それから学校施設環境改善交付金、こちらを1億円、市債が8,000万円、一般財源が2億6,591万8,000円を計上しております。

今後のスケジュールでございますが、未契約で繰り越しをいたしまして建築確認済書が交付され次第7月に契約を行い、8月に着工、平成26年3月末竣工を予定しております。

なお、今後耐震化を予定しております体育館は、向台小学校、牛久第一中学校、牛久第三中学校の体育館でございます。

次に、神谷小学校の大規模改修でございますが、昭和57年に建築しました神谷小学校は和

式中心のトイレでございます。こちらを洋式中心としたトイレに改修するものでございまして、事業費は8,000万円でございます。

財源としましては、地域活性化及び経済危機対応の地域活性化予備費に係ります学校施設環境改善交付金を2,655万2,000円、一般財源が5,344万8,000円でございます。

スケジュールとしましては、7月に契約を行いまして、夏休み中に工事を進める予定です。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） それでは、38号議案のこの「田宮防災広場を整備する」ということなんですけれども、飲料水兼耐震性の貯水槽ということなんですけど、6,064万円、この内訳とあと設計等について説明いただきたいと思います。

それと、あそこは両側が道路に面しておりますので、水を災害時とりに行ったときに車等の駐車場がどのようになっているのか、その辺につきましても、御説明いただきたいと思います。

○議長（柳井哲也君） 市民総務部長滝本昌司君。

○市民総務部長（滝本昌司君） ただいまの御質問ですけれども、この内訳としまして公有財産購入費、土地購入費が含まれてございます。それが560万円、ここに予算書にもありますけれども、その広場のところにこの耐震性の飲料水兼用の貯水槽を設置するというので、その広場でもし災害等があったときにはその広場を利用しまして、水を配布するというような形をとっていききたいというふうに考えております。

それと、駐車スペースということなんですけれども、その公有財産、土地を買うところが駐車スペースとなります。以上です。

○議長（柳井哲也君） よろしいですか。

ほかにありませんか。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案第38号について質問いたします。

第2表の繰越明許のところなんですけど、今教育部長の答弁で岡田小の体育館については未契約でということの御発言がございました。この18事業の中で、そのように未契約の中で進める事業というのがあるのかどうか、その辺お尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（柳井哲也君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問でございますが、繰越明許費につきましては今回追加で補正予算として上げさせていただいた18事業、これは全て繰越事業となり、未契約での繰越事業となります。これは、国の緊急経済対策を受けて国の補正予算で事業を行うも

のでありますので、これは国のほうからの方針を踏まえて未契約繰越オーケーという形になっておりますので、全ての事業が未契約繰越となります。以上です。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） 1つちょっと確認したいのがありまして、土木費の都市計画費駅周辺整備ということで「中央地区のまちづくりを实践する」、駅の東口再整備工事ということで経済対策今回の補正での事業分ということでしたけれども、もともとこの事業というのは市街地活性化、そういうような経過で以前から5年間というようなお話があったと思うんですけども、これまでの補助の採択の部分と今回の経済対策を使うというところでの関係性についてお尋ねをいたします。

○議長（柳井哲也君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 駅東口の改修工事でございますけれども、街路事業ということで行うわけですが、これは当初25年度予算では国のお話の中で事業費として1億円の補助事業ということで、国のほうと話し合いをしておりました。その中で、今回大型補正の中で公園とか街路事業で補助金が結構つくよという話が国県のほうからございまして、じゃあ当初私ども牛久市が要望していました2億4,000万円ですか、それをそのまま上げましたところ採択された。それで、事業がそれだけ進みますので、短縮できるということでお願いしたところでございます。

○議長（柳井哲也君） ほかにないようでしたら、以上で議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第39号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第38、議員提出議案第1号の1件についてを議題といたします。



議員提出議案第1号 牛久市パワーハラスメント防止条約について

○議長（柳井哲也君） 提案者に提案理由の説明を求めます。11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） お手元にあります提案の理由を読み上げて提案にかえたいと思います。

パワーハラスメント（いわゆるパワハラ）について、厚生労働省は昨年1月、以下のとおり

定義を發表しました。「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。」

さらに、職場のパワーハラスメントに当たる行為として、6つの累計を挙げています。

- ①暴行・傷害（身体的な攻撃）
- ②脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③隔離・仲間外し、無視（人間関係からの切り離し）
- ④業務上明らかに不都合なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

また、厚労省は昨年12月、わが国初の「職場のパワハラに関する実態調査」の報告書を公表しました。その結果、社内に設置した相談窓口で相談の多いテーマとして、パワハラはメンタルヘルスの不調に次いで多くなっている。過去3年間にパワハラに関する相談を1件以上受けたことのある企業は回答企業全体の45.2%で、実際にパワハラに該当する事案のあった企業は回答企業全体の32.0%であった。従業員に関しては、過去3年間にパワハラを受けたことがあると回答した者は回答者全体の25.3%であったとあります。

自治体でも、議会や住民からパワハラへの対応を問われたり、「職場アンケートでパワハラを見聞きしたという回答があった」など、パワハラを無視できなくなり、47都道府県のうち既に14を超える県でパワハラ防止のための規定、指針などが設けられ、あるいは準備されています。

牛久市でも、昨年の9月議会で「牛久市役所でのパワーハラスメント防止規定の設置を求める決議」が採択されました。その中で、361人の常勤職員のうち、心の病による療養休暇の取得が平成23年度に14件も発生し、対前年比4割増にもなっている異常事態であることが指摘されました。

市民に対する公共サービスの質を向上させるためには、市職員の労働環境とモチベーションを上げることが必要不可欠です。パワハラが横行するような市役所に、質の高い公共サービスを期待することはできません。

パワハラ問題は、官民を問わず対処すべき人権問題となっています。牛久市において、他の自治体に先駆けて「パワーハラスメント防止条例」を制定することを提案いたします。

以上です。

○議長（柳井哲也君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第1号の1件について、順次質疑を許します。9番諸橋太一郎君。

[9番諸橋太一郎君登壇]

○9番（諸橋太一郎君） 議員提出議案第1号牛久市パワーハラスメント防止条例について質問をさせていただきます。

私も、パワーハラスメントはあってはならないものだという立場で質問をさせていただきます。

まず第1点目としまして、今回このパワーハラスメント防止条例についてということを出された議案が、なぜきょうなのかという点について御質問いたします。昨年の9月で、牛久市役所でのパワーハラスメント防止規定の設置を求める決議が採択されました。それから約半年たつわけですけれども、これを制定するに当たり事前から準備をしておけば、通常の議会運営委員会である2月22日に出して全員の目に触れて、この質疑において多くの質疑が出るような日程を組むべき点が、本来誠意ある提案でないかというふうに考えております。これをあえてきょう出した理由について、御質問します。これだけ細かく書かれているからには、にわかづくりではないと思うんで、事前に準備はされていたと思うんですが、なぜきょうなのかという点、御質問いたします。

続きまして、第3条の内容について事例を挙げて説明させていただきます。

昨年の12月議会におきまして、私のほうで政治倫理条例の一文を追加する議案を出させていただきました。その審議過程、質疑を見た市民の方から、このような御意見を多数いただきました。「牛久議会では、いじめがあるんじゃないか。ハラスメントがあるんじゃないか」という市民の方からの声がありました。私は何のことかわからなかったので、「何ですか、それは」というふうに問い合わせましたところ、諸橋君が出した議案について悪意のある質問、困らせるような前提に立った質問をするのは、いじめにほかならないという市民の声がありました。私は、「いや、それは聞きたいことがあったんで聞いたんでしょから、いじめとは全然思っていませんよ。当然のことでしょう」ということでお返ししました。しかし、市民の方は「全員がそう思うわけじゃない。第三者の私が見て、いじめと思ったんだから、これはゆゆしき問題じゃないか」という声をいただきました。ということ、この場をおかりして御報告させていただきます。

その事案を、議会ですから平等の立場なんです、あれが市役所内のある課に当てはめたらどうでしょうか。諸橋という中途入社の職員が、条例を提案しました。すると、3名の先輩職員から多数の質問をいただきました。質問いただくのは当然なんです、質問が多岐にわたりにかなか聞き取れなかった。または答えたつもりでも答えていないというような声が上がりました。そこで、諸橋職員は「もう全てお答えしました。質問に対しては、全て答えたんじゃないな

いですか」と言ったんですが、先輩職員は「いや、答弁漏れだ。まだ質問に答えていない」。諸橋職員「じゃあ、何が漏れているんですか。教えてください」、先輩職員「この会議はビデオで録音しているんだから、録画を見て質問を洗い直して答えろ」。そういう行為は一般の仕事、役所内の仕事においては、パワーハラスメントに当たる可能性があるんじゃないかというふうに私は考えます。

そこで、お尋ねします。一般の質疑を実際の役所に当てはめて考えた場合、あの行為はパワーハラスメントに当たるんでしょうか、当たらないんでしょうか。もし当たるとすれば、やっていることと言っていることが全く一致しないことになりますね。「パワーハラスメントをやめよう、防止しよう」と言っている職員が、みずからパワーハラスメントを行っていた。説得力も何もありません。もし一般の議会の質疑が「パワーハラスメントじゃないですよ」ということであれば、どこからがパワーハラスメントなのか。あれだけ侮辱的な発言、おとしめるような行為を行われたことがパワーハラスメントでないとしたら、どこからがパワーハラスメントになるのか、お聞きしたいと思います。

2点目の質問につきましては、パワハラかパワハラじゃないか、その点についてだけ御説明いただければよろしいです。別にくどくどとした説明は要りませんので、パワハラだったかパワハラじゃないか。もしパワハラじゃない場合は、どの程度がパワハラになるのかという点を御説明ください。以上です。

○議長（柳井哲也君） 11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 諸橋議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

なぜきょうなのかと、もっと前にやれというお話です。おっしゃるとおりだと思います。私の力不足で、間に合いませんでした。その辺については、深く陳謝したいと思います。

それから、政治倫理条例の諸橋委員が改正案を出された件につきまして、私はそれがパワハラなのかどうなのかということを判定するような立場にありませんので、ここでそれについてどうだということを言うあれはないと思いますけれども、考え方として今おっしゃるように議会ではパワハラがないのかどうなのかというふうなお話もありましたけれども、ないとは言いきれないというのが当たり前の考え方だと思います。どこでもパワハラというものが起こり得る。だからこそ、そういうものをどのようになくしていくのか、そのための第一歩がこのパワハラ防止条例ということとして考えていただければいいのではないかというふうに思います。

どこからパワハラになるのかとか、その具体的な事例についてどう判断するのかということは、単純ではありません。おっしゃるとおり、難しいことです。ですから、そういうきちっとしたシステムをつくってそういうものをなくす努力、そういうものをしていかなければいけな

い、これが趣旨でございますので、そのようなことを御理解いただければというふうに思います。

○議長（柳井哲也君） 9 番諸橋太一郎君。

〔9 番諸橋太一郎君登壇〕

○9 番（諸橋太一郎君） それでは、再質問させていただきます。

杉森議員が力不足などとは、誰も思っていないと思います。やはり、杉森議員の力量というもの、牛久市民のみならず我々も非常に尊敬し、認めているところでありますことを一言申し添えさせていただきます。

このパワーハラスメントの規定については、非常に基準が難しいということ、提案者であります杉森議員もおっしゃられております。この難しい問題を、この第6条の2、委員会は以下の6人で構成するというので、6人でこの難しい問題を話し合うことについてはどのようにお考えかという点を、御説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（柳井哲也君） 11 番杉森弘之君。

〔11 番杉森弘之君登壇〕

○11 番（杉森弘之君） 第7条の審査委員会のところのお話かというふうに思いますけれども、この問題の処理の仕方としてこの条例案で想定しておりますのは、その前に第6条というものがございまして、相談窓口というものを設けると、そこで5人の相談員を配置して相談を受け、それを委員会のほうに送っていくと。そして、その中で審査委員会で審査をしていくというふうなシステムを想定しております。

実はこのやり方というのは、他の市町村での内部規定とかそういうものを参考にしてつくり上げておりまして、隣の龍ヶ崎においても同様なやり方をとっております。以上です。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。2 番秋山 泉君。

〔2 番秋山 泉君登壇〕

○2 番（秋山 泉君） それでは、議員提出議案第1号牛久市パワーハラスメント防止条例についてお伺いいたします。

先ほどより、この提出された条例を拝見させていただきましたが、1点だけ質問をさせていただきます。それは、第6条の相談窓口とあと審査委員会の第7条、これが内部の人間で構成されているというところに、非常にちょっと違和感を感じました。もし私が当事者であった場合に、内部で構成された相談窓口や委員会に相談をしたり、訴えることが果たしてできるのかどうか考えたときに、首を覚悟で訴えるならばできるかと思いますが、その後のことを考えるとやはりちょっと相談はできないかなという感じはしております。

そして、その第7条においても「公正かつ適正に処理する」と。また、4番目には「相談窓

口相談員からの報告を受け、改めて当事者または必要に応じて」と書いてあるように、非常に自分としては訴えたはいいが、後非常につらくなる可能性もあるのではないかと。なぜ構成が内部だけに、委員会は5番目には「職員以外」と書いてありますが、大部分が職員で行われるというところに、第三者で構成されたほうがより一層そういう相談とか訴えなんかも受けられるのではないかなど、私的には考えた次第です。その点についてお伺いいたします。以上です。

○議長（柳井哲也君） 11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 今御質問にありました中に、第7条のところで「市役所職員以外の者で、医師あるいは臨床心理士パワーハラスメントの相談業務に精通している者1人」というものを入れたというのは、今御質問のあったとおりの趣旨で入れているということであります。

ただ、相談窓口のところで入っていないではないかというふうな御質問の趣旨にもなるのかというふうに思いますけれども、これはあくまでも相談窓口ということで、実際の審査をするということではなくて相談を受けるということです。それで、民間のところでは先ほど説明をいたしましたように、過去3年間にパワハラに関する相談を1件以上受けたことがある企業が、回答企業の45.2%、つまり一般的には公務員よりもそういうことを言いにくい民間の職場でさえも、45.2%のところではそういう相談を受けているということです。

ちなみに、民間企業での相談窓口というのも同様のやり方でやっております、システムについては大体似通ったやり方をとっております。

それで、なぜ相談窓口のところで外部を入れないのかということにつきましては、やっぱり運営上の問題ということがあるかというふうに思います。人件費の問題とか、さまざまなことが考慮されているのかというふうに思いますけれども、今実際に行われているのがそういうふうな形でやられているということをご参考にして、こういうふうなシステムというものを想定させていただいております。以上です。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。17番田中道治君。

〔17番田中道治君登壇〕

○17番（田中道治君） 17番田中道治でございます。賛成者の方にもお聞きいたします。

私は、この牛久市パワーハラスメント防止条例について、余り中身を吟味する時間がないまま立っておりますけれども、その点については御容赦願います。

9条までありますけれども、問題点のある、あるいは疑義のある条文が第2条、第3条、第5条、第6条、第7条及び第9条とあります。これらについて、個々に説明する必要があるかもしれませんが、そのうちの一部をちょっと説明します。

第3条の「職員の就業環境を悪化させ」「常識を逸脱する強要」とあります。どのような場

合にこれらに該当するのか明確ではありません。また、強要という言葉は、極めて情緒的な表現であり、人によって受け取り方は異なります。つまり、常識は人によって違うということなんです。ですから、この条例について判断するのに非常に苦勞いたしますけれども、最終的な決定はみずから行いますが、今申し上げた点について。

それからパワーハラスメントの定義について、第2条です、「職員の就業環境と就業意欲を悪化させ」とあるが、どのような場合に職員の就業環境と就業意欲を悪化させたことになるのか、明確にわかりません。これも情緒的な表現になっていると思います。また、パワーハラスメントは本人が職員の就業環境と就業意欲が悪化したと思っても、単純パワーハラスメントと認定されないものもあります。本人がその行為を不快に思うと認定されるセクシャルハラスメントとは異なるのであります。

またもう一つ、職員の定義について「雇用形態を問わず、牛久市役所に働く全ての者」と規定しておりますけれども、委託している民間業者なども職員として含まれることになるのかどうか。その辺についてもお伺いいたします。

第5条についてです。「所属長」とは、課長のみを規定しているのか、あるいは部長や室長は含まないのか、これも明確ではありません。

第6条です。事実関係確認後、相談員は審査委員会に委任することを規定しているけれども、何を委任するのか明確ではありません。

それから、第6条の2点目です。相談員が委任し、開催要求をすることはできるのか。それから、地方自治法に規定する機関となる場合は、開催要求は市長でないのかという疑問があります。

それから、その次6条の3点目です。「相談窓口の責任者の選任は、相談員が互選で決定する」とあるが、任命権者である市長が決定するものではないのかどうかということです。これは、非常に重要なところだと思います。

第7条です。審査委員の位置づけとして、相談員の下部組織とすることはできないと思います。これも地方自治法に規定する機関として位置づけるのではないかと思います。これについて、御答弁をお願いします。

第7条の2点目、審査委員会に相談窓口の責任者がメンバーとなっているが、相談員と審査委員会は別な位置づけとなり、重複しているのではないかとこの疑問があります。

その次、3点目。委員に医師または臨床心理士を委嘱すると規定しておりますけれども、報酬条例の上程及び予算措置がなされておられません。昭和32年9月の行政実例によると、議会の議員が予算を伴う条例案を提出する場合は、地方自治法の規定を尊重し、執行機関と財源の見通しを得る必要があるんだろうと思いますが、いかがでしょうか。

その次、4点目です。パワーハラスメント審査会で審査するに当たり、その認定を表決により決定するものなのかどうかということについて疑問があります。

第9条です。3点あります。パワーハラスメントに該当すると認定した場合、罰則を規定する規定がされているが、条例のどの規定に違反しているのかが明白ではありません。

2点目です。罰則は、規則等に罰則の内容を委任できるものではないと思います。地方自治法の規定により、普通地方公共団体が条例で定めるものであると思います。仮に地方自治法の規定により規則で過料を設けることができますけれども、過料の対象となる職員は市長部局のみのはずであります。その他の行政委員会に所属する職員には適用することができないと理解しております。いかが御判断なさいますか。

その次、3点目です。パワーハラスメントと認定し、罰則を適用した場合には、その認定内容により職員は懲戒処分となり、その一番重い処分は免職となります。この件についてはどのように御理解なさって、条例案を上程しようとしていらっしゃるのか、議員提案として。「おおむね」、「また」の接続詞の表現とか、条例の構成及び使用する文言にはなかなか理解できない点があります。その点についてお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（柳井哲也君） 11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 田中議員の質問なんですけれども、先ほどの諸橋議員のお話ではありませんけれども、次から次に出されまして、私能力不足で全部控えることができませんでしたので、何とお答えしていいのか戸惑っているところであります。

その中で、ちょっと印象に残ったところだけとりあえずお答えしておきたいと思いますが、何がパワハラなのかというのをどう評価するのかということですが、それが難しいからこそ、それをきちっと対応していくようなシステムというものをつくっていかうというのが、この防止条例の趣旨でございます。

それから、最後のところの罰則規定の問題については、これはやはり慎重にどのような罰則というものを定めるのかということについては、改めて考えたほうがよからうということで、このような規定にしているということでございます。

そのほか、どうでしょうか。一個一個自席で質問してもらって、この場でお答えするような形がよろしいですか。後ほどということでもよろしいですか。後ほどというのがあり得るのかどうなのか、ちょっとよくわかりませんが、ここで今やっていると大変な時間になるかと思えますので、もしよろしければこれぐらいの答弁で終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長（柳井哲也君） 田中議員に申し上げます。答弁求めますか、書類か何かで。（「求めます」の声あり）求めるそうですので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議員提出議案第1号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第35号、議案第38号及び議案第39号の37件、議員提出議案第1号の1件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管委員会へ付託いたします。

平成24年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

議案第9号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 平成24年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第38号 平成24年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議員提出議案第1号 牛久市パワーハラスメント防止条例について

◎教育民生常任委員会

議案第1号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第2号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

議案第12号 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について

議案第15号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について

- 議案第 17 号 平成 24 年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 18 号 平成 24 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 平成 24 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 平成 24 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 38 号 平成 24 年度牛久市一般会計補正予算（第 7 号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

◎産業建設常任委員会

- 議案第 3 号 牛久市道路標識の寸法に関する条例について
- 議案第 4 号 牛久市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例について
- 議案第 5 号 牛久市が管理する市道の構造の技術的基準を条例について
- 議案第 6 号 牛久市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
- 議案第 7 号 牛久市公園条例について
- 議案第 8 号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 牛久市クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 牛久市水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 平成 24 年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 19 号 平成 24 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 20 号 平成 24 年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 21 号 平成 24 年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 23 号 平成 24 年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 33 号 牛久市道路線の認定について
- 議案第 34 号 牛久市道路線の路線変更について
- 議案第 35 号 土地取得について

議案第38号 平成24年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第39号 平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度牛久市一般会計補正予算（第6号）各常任委員会付託事項

第1条 第1表 歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
1 市 税	1 市 民 税	1 個人 2 法人		
10 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税		
12 分担金及び負担金	1 負 担 金		1 民生費負担金 2 教育費負担金	
13 使用料及び手数料	1 使 用 料		5 教育使用料	4 土木使用料
	2 手 数 料			3 土木手数料
14 国庫支出金	1 国庫負担金		1 民生費国庫負担金 3 教育費国庫負担金 5 災害復旧費国庫負担金	
	2 国庫補助金	1 総務費国庫補助金 6 消防費国庫補助金 8 災害復旧費国庫補助金 〔消防防災施設災害復旧事業費補助金〕	2 民生費国庫補助金 3 衛生費国庫補助金〔小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費補助金〕 7 教育費国庫補助金 8 災害復旧費国庫補助金	3 衛生費国庫補助金〔放射線量低減対策特別緊急事業費補助金〕 5 土木費国庫補助金
	3 委 託 金	1 総務費委託金	2 民生費委託金	
15 県 支 出 金	1 県 負 担 金	2 民生費県負担金〔茨城県災害救助費繰替支弁費交付金〕	2 民生費県負担金	
	2 県 補 助 金		1 民生費県補助金 5 教育費県補助金	2 衛生費県補助金 3 農林水産業費県補助金
	3 委 託 金	2 総務費委託金	5 教育費委託金 6 民生費委託金	2 農林水産業費県委託金
16 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	2 利子及び配当金		2 利子及び配当金 〔農山漁村ふるさと基金預金利子〕
17 寄 附 金	1 寄 附 金	1 ふるさと牛久応援寄附金		
18 繰 入 金	1 他 会 計 繰 入 金			1 特別会計繰入金
	2 基 金 繰 入 金	1 財政調整基金繰入金 2 職員退職手当基金繰入金		
20 諸 収 入	4 受 託 事 業 収 入		1 民生費受託事業収入	
	5 雑 入	1 滞納処分費 5 雑入	5 雑入	2 弁償金 5 雑入
21 市 債	1 市 債	2 土木債 3 教育債 4 臨時財政対策債		

第1条 第1表 歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費 (目) 1. 議会費 (款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費	(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (目) 1. 社会福祉総務費 2. 老人福祉費 3. 介護保険費 4. 障害福祉総務費 6. 自立支援協議会費	(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 7. 企画費 (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 4. 環境衛生費

<ul style="list-style-type: none"> (目) 1. 一般管理費 2. 文書費 3. 広報広聴費 6. 財産管理費 7. 企画費 8. 交通安全対策費 9. 電子計算費 10. 自治振興費 11. 公平委員会費 12. 財政調整基金費 15. 総合窓口費 16. 男女共同参画費 17. 職員退職手当基金費 18. 諸費 19. ふるさと基金費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 2. 徴収費 (目) 1. 税務総務費 2. 賦課徴収費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 3. 戸籍住民基本台帳費 (目) 1. 戸籍住民基本台帳費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 4. 選挙費 (目) 3. 衆議院議員選挙 <ul style="list-style-type: none"> (項) 5. 統計調査費 (目) 2. 指定統計費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 6. 監査委員費 (目) 1. 監査委員費 <ul style="list-style-type: none"> (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (目) 1. 常備消防費 2. 非常備消防費 3. 消防施設費 4. 防災対策費 <ul style="list-style-type: none"> (款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費 (目) 2. 利子 <ul style="list-style-type: none"> (款) 13. 諸支出金 (項) 3. 借地取得基金費 (目) 1. 借地取得基金費 <p style="text-align: center;">各款における人件費に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 7. 自立支援給付費 8. 自立支援医療費 9. 地域生活支援費 11. 難病患者等支援費 13. 国民健康保険事業費 15. 後期高齢者医療給付費 16. 医療福祉費 17. 社会福祉施設費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 2. 児童福祉費 (目) 1. 児童福祉総務費 2. 児童措置費 3. 保育園費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 3. 生活保護費 (目) 1. 生活保護総務費 <ul style="list-style-type: none"> (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 1. 保健衛生総務費 <ul style="list-style-type: none"> (款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費 (目) 1. 住宅管理費 2. 予防費 3. 母子衛生費 <ul style="list-style-type: none"> (款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費 (目) 1. 教育委員会費 2. 事務局費 3. 教育指導費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 2. 小学校費 (目) 1. 学校管理費 2. 教育振興費 3. 学校建設費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 3. 中学校費 (目) 1. 学校管理費 2. 教育振興費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 4. 幼稚園費 (目) 1. 幼稚園費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 5. 社会教育費 (目) 1. 社会教育総務費 2. 生涯学習センター費 3. 図書館費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 6. 保健体育費 (目) 1. 保健体育総務費 2. 体育施設費 3. 学校給食費 	<ul style="list-style-type: none"> 5. 公害対策費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 2. 清掃費 (目) 2. じんかい処理費 3. し尿処理費 <ul style="list-style-type: none"> (款) 5. 労働費 (項) 1. 労働諸費 (目) 1. 労働諸費 <ul style="list-style-type: none"> (款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費 (目) 1. 農業委員会費 3. 農業振興費 4. 畜産業費 5. 農地費 6. 地籍調査費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 2. 林業費 (目) 1. 林業振興費 <ul style="list-style-type: none"> (款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費 (目) 2. 商工業振興費 3. 観光費 <ul style="list-style-type: none"> (款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費 (目) 2. 建築指導費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 2. 道路橋梁費 (目) 1. 道路橋梁費総務費 2. 道路維持費 3. 道路新設改良費 4. 排水路整備費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 3. 河川費 (目) 1. 準用河川費 <ul style="list-style-type: none"> (項) 4. 都市計画費 (目) 1. 都市計画総務費 2. 土地計画整理費 3. 街路事業費 4. 公共下水道費 5. 公園費 7. 森林公園費 8. 駅周辺整備費 9. 北部開発費
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2条 第2表 繰越明許費 教育民生常任委員会 産業建設常任委員会

第3条 第3表 地方債補正 総務常任委員会

平成24年度牛久市一般会計補正予算(第7号)各常任委員会付託事項

第1条 第1表 歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
14 国庫支出金	1 国庫負担金		3 教育費国庫負担金	
	2 国庫補助金	6 消防費国庫補助金	7 教育費国庫補助金	5 土木費国庫補助金
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金		
21 市債	1 市債	3 教育債		

第 1 条 第 1 表 歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 8. 交通安全対策費 (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (目) 4. 防災対策費	(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費 (目) 1. 住宅管理費 (款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費 (目) 3. 学校建設費 (項) 6. 保健体育費 (目) 2. 体育施設費	(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費 (目) 2. 道路維持費 3. 道路新設改良費 4. 排水路整備費 (項) 4. 都市計画費 (目) 4. 公共下水道費 5. 公園費 8. 駅周辺整備費

第 2 条 第 2 表 繰越明許費補正 総務常任委員会 教育民生常任委員会 産業建設常任委員会

第 3 条 第 3 表 地方債補正 総務常任委員会

○議長（柳井哲也君） つきましては、各委員会において付託案件を審査終了の上、来る 25 日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第 39、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（柳井哲也君） お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため明日 9 日から 24 日までの 16 日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 御異議なしと認めます。よって、明日 9 日から 24 日までの 16 日間、休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前 11 時 43 分散会